

【資料7】

答 申 書

(案)

令和2年 xx 月 xx 日

亀岡市上下水道事業経営審議会

令和2年xx月xx日

亀岡市長 桂川孝裕様

亀岡市上下水道事業経営審議会

会長 原田禎夫

水道用水供給事業における料金について（答申）

令和2年8月25日付け、2総経第1053号で諮問のあった標記の事項について、次のとおり答申します。

1 はじめに

南丹市への水道用水の供給については、令和元年6月に両市の間で締結された「水道用水の供給に関する基本協定」に基づき、令和2年3月に本市において水道法に基づく水道用水供給事業の設立認可を受けると同時に、水道用水供給事業が設置され、令和3年度中の給水開始に向けて取組が進められている。

こうした中で、令和2年8月25日に桂川孝裕亀岡市長から水道用水供給事業における料金について諮問があり、2回にわたる審議を重ね、当審議会の答申を取りまとめた。

この答申を踏まえた適切な料金を設定されるとともに、答申に至る過程において出された意見や要望についても尊重され、この事業が両市の水道事業の発展に有意義なものとなることを強く望むものである。

2 答申事項

(1) 料金算定の考え方

水道用水供給事業の料金（以下「用水供給料金」という。）については、亀岡市及び南丹市の両市議会の承認を得て締結された「水道用水の供給に関する基本協定」に基づき、「亀岡市が現に保有する水道施設の総体を使用」（第4条）した場合の「能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、公正妥当、かつ、両市の水道事業の健全な運営を確保することができる料金」（第6条）とすることとされており、この考え方を基本として総括原価方式により算定した。

(2) 原価の算定方法等

今回の水道用水供給事業は、末端給水事業と同じ施設を使用して行う一体不可分の事業活動であることから、水道用水供給事業の原価は、全体の費用から水道用水供給事業に不要な費用を除いた額を両事業の水量比率で按分して算定することとなる。

(3) 料金水準について

以上の考え方に基づいて令和3年度から令和7年度までの5年間を算定期間として用水供給料金を試算すると、1立方メートル当たり112円（税抜）となった。

(4) 料金体系について

料金体系については、京都府営水道をはじめ多くの水道用水供給事業において責任水量制（初期投資を確実に回収するため、給水量が契約水量に達しない場合は契約水量によって料金を算定する方式）が採用されている。

本市の場合、水道用水供給事業に係る初期投資がないことから、責任水量制とする必要はなく、むしろ簡潔でわかりやすい単一従量料金制（単一の単価に使用水量を乗じて料金を算定する方式）とすることが適当である。

(5) 全国の事例を踏まえた検討について

平成 30 年度の総務省の地方公営企業年鑑によると、水道用水供給事業を営する事業者は、全国で 69 団体あり、平均の料金水準は、1 立方メートル当たり 95.25 円である。今回の試算値である 1 立方メートル当たり 112 円は、全国平均に比べ高額であるが、近隣事例である京都府営水道の供給単価が 1 立方メートル当たり 112 円であることを踏まえて、おおむね妥当な額と判断する。

3 附帯意見等

今回の審議の過程において、委員から次のとおり意見、要望がなされているので、料金の決定及び事業の実施において十分に考慮されたい。

- (1) 事故や災害が発生した場合の両市の責任範囲及び役割分担等をあらかじめ明確に定めておくとともに、相互の連携を強化する等、万全を期されたい。
- (2) 水道用水供給単価と亀岡市内の需要家に対する供給単価の差について、市民が十分理解できる形で広報等に努められたい。